

定 款

株式会社クラシコム

2022年4月7日 変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社クラシコムと称し、K u r a s h i c o m I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ソフトウェアの開発及び販売
- 2 インターネットによる情報サービス業
- 3 インターネットを利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介
- 4 特許権、著作権、著作隣接権、意匠権、商品化権、商標権、工業所有権等の知的所有権の取得、使用、利用許諾およびその管理運用ならびに出願に関するコンサルタント
- 5 経営コンサルティング業務
- 6 動産、自動車および電話加入権のリース、レンタルおよびその仲介業
- 7 各種イベントの企画、製作、実施
- 8 店舗、事務所のインテリアの企画、設計および内装仕上工事ならびに監理
- 9 広告代理店業務
- 10 書籍、雑誌等の出版および販売
- 11 映画・演劇の企画、製作および製作請負
- 12 映画・演劇等の興行
- 13 映画の配給および売買
- 14 テレビ・インターネット等で放送又は配信される番組の企画、制作および制作請負
- 15 出版物、オーディオソフト、ビデオソフトおよびキャラクター商品等の企画、製作、販売および賃貸
- 16 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
- 17 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都国立市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、26,880,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

⑤ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずに取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第26条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役の責任免除）

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに監査等委員会を招集することができる。

（監査等委員会の決議）

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会議事録）

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規則）

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（会計監査人の報酬等）

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の除外期間)

第42条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附　　則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等)

2 変更案第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

3 変更案第14条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、施行日をもって削除する。

4 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会についてでは、変更案第14条の2はなお効力を有する。

5 電子提供措置等に関する附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上